

松阪市サッカー協会旅費規定

1. 目 的

当協会を代表し、当協会の用務で遠距離へ出向いた場合の旅費、日当、宿泊費について定める。

2. 旅費支給基準

支給基準はつぎのとおりとする。

- 2-1 旅費は実費支給を原則とするが、最短距離とすること。
- 2-2 旅費の起点は原則として、自宅所在地の交通機関の駅又は停留所とする。
- 2-3 特急、急行料金については1時間以上の乗車距離について支給する。
- 2-4 自家用車を使用した場合は、松阪市内は0円、津市、伊勢市については1,000円、鈴鹿市、四日市市、伊賀市については2,000円とし、それ以外の地域については上記地域に準じて支給する。
- 2-5 グリーンカー乗車料金は支給しない。

3. 日当支給基準

用務一日につき1,000円とする。

4. 宿泊料支給基準

宿泊費は実費とする。

5. 特 例

事故・発病等により旅程を延長した場合は、事実の証明又は医師の診断書により支給する。

6. 審判員等の特例

審判員及び役員等のため出向いた場合で、主催者が旅費、審判料等を支給したときはこの規定による支給は行わない。

7. その他

この規定は平成14年6月29日より実施する。

平成18年6月24日一部改正。